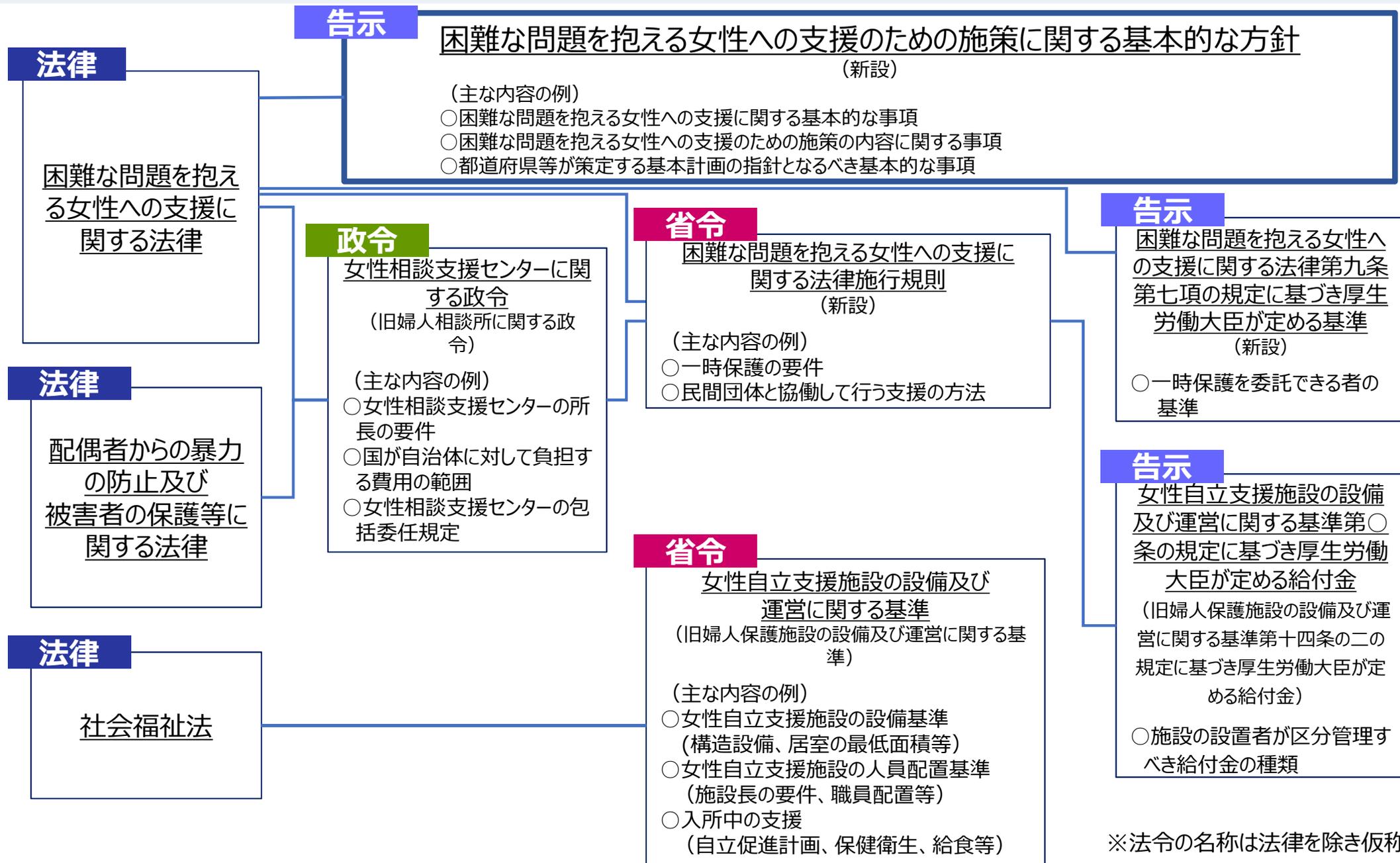


- 困難女性支援法の下位法令としては、同法の委任規定に基づき以下の政省令・告示がある。
- 特に、「困難な問題を～基本的な方針」は、各種下位法令を含め、支援施策全体に通ずる基本方針として、支援に関する基本的事項や施策内容、施策の実施に関する重要事項を定めるものであり、同法の基本理念等を具現化するための重要な位置付けを占めている。



※法令の名称は法律を除き仮称